**様式第41号の25**（第40条関係）「表面」

地方公務員（非常勤）災害補償

遺族特別支給金

遺族特別援護金申請書

遺族特別給付金

|  |  |
| --- | --- |
| 岡山県市町村総合事務組合管理者　様　　　　　□遺族特別支給金ふ　り　が　な　下記の　□遺族特別援護金　の支給を申請　　　　　□遺族特別給付金します。 | 申請年月日　　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 申請者の住所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　名　　　 　　　　　　　　　 　　 　死亡非常勤の職員等との続柄　　　　　　　　　　　　　　　　  |
| 1 死亡非常勤の職員等に関する事項 | （組合市町村名） | （職　名） |
| （氏　名）年　　　　月　　　　日生（　　歳） |
| （負傷又は発病の年月日）　年　　　　月　　　　日　 | （死亡年月日）年　　　　月　　　　日　 |
| 2 申請の理由 | □非常勤の職員等の死亡　　□先順位者の失権　　□胎児であった子の出生□先順位者の所在不明 |
| 3 申請者及び遺族補償年金を受けることができる遺族 | 氏　　　名 | 生年月日 | 年齢 | 住　　　所 | 死亡非常勤の職員等との続柄 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 4 既に遺族補償年金を受けている者 | 氏　　　名 | 生年月日 | 年齢 | 住　　　所 | 死亡非常勤の職員等との続柄 | 備考 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 5 遺族特別支給金　遺族特別援護金 | 申請金額の計算 | 遺族特別支給金1　　　　円×　　＝　　　　円（受給権者の数） | 遺族特別援護金1　　　　円×　　＝　　　　円　　　（受給権者の数） |
| 6　遺族特別給付金申請金額の計算 | （年金補償基礎額）（乗ずべき数）120（A）　　　　　円×　　　　×　　　×　　 ＝　　　　　円100　　　　　　　　　　　　　　　　（受給権者の数） |
|
|
| 　　　　　　　（乗ずべき数）1（B）1,500,000円×　　　×　　 ＝　　　　　　　　　　円365　　　　　　　　　　　（受給権者の数） |
|
|
| 　 遺族特別支給金7　遺族特別援護金申請金額　 遺族特別給付金 | □受給権者が1人の場合又は　代表者を選任しない場合□代表者を選任した場合 | 遺族特別支給金　　　　　　円遺族特別援護金　　　　　　円遺族特別給付金　　　　　　円 |

**様式第41号の25**（第40条関係）「裏面」

銀行 組合

農協 金庫

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 8 | 振込先 | 　　　　　　　支店 |  | ※ | 受　　　理 | 年　　　　月　　　　日 |
| 送金希望の場合 | 預金種目 | □普通預金□当座預金 |  | ※ | 特別支給金決定金額 | □受給権者が1人の場合又は代表者を選任しない場合□代表者を選任した場合 | 円 |
| 口座番号 |  |  |
|  | ※ | 特別援護金決定金額 | 円 |
|  |  |  |
|  |  | ※ | 特別給付金決定金額 | 円 |
|  |
|  |  |  |  |  | ※ | 通　　　知 | 年　　　　月　　　　日 |
|  |  |  |  | ※ | 支　　　払 | 年　　　　月　　　　日 |

〔注意事項〕

　1　申請者は，※印の欄には記入しないこと。また，該当する□に印を記入すること。

　2　「3　申請者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には，その者が申請者であるときは申，その者が代表者であるときは代，その者が障害等級第７級以上の障害の状態にあるときは障，また，その者が申請者と生計を同じくしているときは生と明記すること。

　3　「4　既に遺族補償年金を受けている者」の欄には，「2　申請の事由」の欄の記入が「非常勤の職員等の死亡」以外の場合に記入すること。

　4　「

遺族特別支給金

　　　　7　遺族特別援護金申請金額　の欄の遺族特別支給金の額の項，遺族特別援護金の額の項及び

「

」

遺族特別給付金

遺族特別給付金の額の項には，代表者を選任した場合には，　5　　　　　　　　申請金額の計算

遺族特別支給金

遺族特別援護金

」

の欄及び「6　遺族特別給付金申請金額の計算」の欄に記入したそれぞれの額（遺族特別給付金の額については，（A）の額又は（A）の額が（B）の額を超える場合は（B）の額）に受給権者の数を乗じて得た額を記入すること。